

【全ト協取次】

(公益社団法人全日本トラック協会)
令和6年度環境対応車導入促進助成事業
(令和5年度新規新車登録燃料電池自動車関連)
燃料電池トラック導入助成金 交付規程

令和6年8月14日制定
一般社団法人東京都トラック協会

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京都トラック協会(以下「東ト協」という。)が公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)令和6年度環境対応車導入促進助成事業(令和5年度新規新車登録燃料電池自動車関係)における燃料電池トラック導入助成金(以下「助成金」という。)を交付するにあたり、これに必要な手続きを定め、その業務の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「燃料電池トラック」とは、圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えた車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する貨物自動車であって、自動車検査証記録事項の燃料欄に燃料電池自動車と記載されているものをいう。
- ② 「事業者」とは、東ト協の会員事業者で、東京都内を使用の本拠の位置とする燃料電池トラックを「買取り」又は「リース」により導入し、かつ、使用する、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下または従業員数300人以下)をいう。
- ③ 「買取り」とは、一括による燃料電池トラックの購入をいう。

(助成金の対象及び助成金額)

第3条 助成金の対象となる燃料電池トラック(以下「当該車両」という。)は、令和5年4月3日から令和6年3月29日までの初度登録でなければならない。

2 前項の当該車両への助成金額は、1台につき30万円(定額)とする。

(助成金の申請)

第4条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、令6臨様式1による所定の令和5年度新規新車登録燃料電池トラック導入助成金交付申請書兼実績報告書兼助成金請求書により、別に定める期日までに東ト協あて申請するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第5条 東ト協は、第4条による燃料電池トラック導入助成金交付申請書兼実績報告書兼助成金請求書の提出があったときは、速やかにその書類を審査し、助成金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、その内容に基づき全ト協に対して助成金の請求をし、東ト協へ入金され次第、当該事業者に対し、助成金を交付する。

(交付の取り消しと助成金の返還)

第6条 事業者又は交付対象の当該車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、東ト協は当該車両に係る助成金の交付の全部又は一部を取り消す。

- 1) 助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、法令又は本規程その他東ト協が定める事項に違反したとき。
 - 2) 事故又は火災等の不慮の事態により当該車両が使用できなくなったとき。
 - 3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
 - 4) 事業者が東ト協を脱会したとき。
- 2 前項の場合において、当該取り消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、東ト協は事業者に対し、期限を定めて返還を求める。但し、当該車両が初度登録の日から起算して、法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについては、この限りではない。
- 3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく東ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 事業者は、交付対象の当該車両が、初度登録の日から起算して別表に示す法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

- 2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ東ト協の承認を得なければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、導入した当該車両の取扱いにあたっては、関係法令等に従い、その管理体制を確立して、善良な管理者の注意をもって、適切に管理しなければならない。

(雑 則)

第9条 東ト協は、本助成に関して、事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(準 用)

第10条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項については、全ト協の交付要綱に定める事項を準用し、東ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本規程は、令和6年8月14日より施行する。(令和6年8月14日東ト協業交発第156号)

別表(第7条関係)

環境対応車導入促進助成事業
(令和5年度新規新車登録燃料電池自動車関連)
財産処分制限期間一覧

1. 最大積載量2t以下の事業用トラック

最大積載量	法定耐用年数
2t以下	3年

2. 最大積載量2t超の事業用トラック

最大積載量	法定耐用年数
2t超	4年